

平成十三年内閣府令第一号

内閣府本府組織規則（平成十二年政令第二百四十五号）第四十三条第二項及び第四十四条第二項の規定に基づき、並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令を実施するため、内閣府本府組織規則を次のように定める。

目次

第一章 内部部局	第一条 大臣官房（第一条～第七条）
第二章 施設等機関	第二節 政策統括官（第八条）
第三節 独立公文書管理監（第九条）	第四節 賞勲局（第十条・第十二条）
第五節 男女共同参画局（第十二条・第十四条）	第六節 沖縄振興局（第十五条・第十六条）

第一章 内部部局	第七条 政府広報室に、企画官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 企画官は、命を受けて、公文書管理課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。 （企画官）

第一章 内部部局	第八条 本府に、経済動向特別分析官、企画官、調査官、防災情報通信システム官、復旧復興調整官、地域原子力防災推進官及び原子力防災訓練推進官を置く。
第二章 施設等機関	2 経済動向特別分析官は、命を受けて、内外の経済動向について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、景気の総括的判断に関する事項の企画及び立案の支援を行う。 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。 調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を助ける。 防災情報通信システム官は、命を受けて、参事官の職務のうち防災に関する情報通信システムに関する事務に係るもの助ける。 復旧復興調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち災害復旧及び災害からの復興に関する事項の企画及び立案並びに調整に關するものを助ける。 地域原子力防災推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち灾害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する事項（原子力災害に対する対策に関するものに限る。）についての指導及び助言に關するものを助ける。 原子力防災訓練推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び該防災訓練についての指導及び助言に關するものを助ける。 経済動向特別分析官の定数は一人と、企画官の定数は併任の者を除き二十三人と、調査官の定数は併任の者を除き三人と、防災情報通信システム官の定数は一人と、復旧復興調整官の定数は一人と、地域原子力防災推進官の定数は四人と、原子力防災訓練推進官の定数は一人とする。

第一章 内部部局	第九条 本府に、企画官を置く。
第二章 施設等機関	2 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。 （企画官）

第一章 内部部局	第十条 総務課に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第一章 内部部局	第十一条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 調査官は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十二条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十三条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十四条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十五条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十六条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十七条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十八条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第十九条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十一条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十二条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十三条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十四条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十五条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十六条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十七条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第一章 内部部局	第二十八条 賞勲局に、調査官一人を置く。
第二章 施設等機関	2 賞勲局は、命を受けて、審査官のつかさどる職務を助ける。

第五節 男女共同参画官		第二章 施設等機関	
第十二条 総務課に、調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。		第一節 経済社会総合研究所の位置	
一 調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官それぞれ一人を置く。）	第十七条 経済社会総合研究所（以下この節において「研究所」という。）は、東京都に置く。（所長）	（調査室並びに企画官及び男女共同参画分析官）
二 行政各部の施策の統一を図るために必要となる男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に關すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。	第十八条 研究所に、所長を置く。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
三 調査室に、室長を置く。	（調査室に、室長を置く。）。	第十九条 研究所に、次長一人を置く。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
四 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。	（企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。）。	第二十条 研究所に、総括政策研究官八人を置く。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
五 男女共同参画分析官は、命を受けて、政府の施策に關する男女共同参画社会の形成の観点からの調査及び分析を行う。	（男女共同参画分析官は、命を受けて、政府の施策に關する男女共同参画社会の形成の観点からの調査及び分析を行う。）。	第二十一条 研究所に、総括政策研究官八人を置く。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
六 男女共同参画推進官は、命を受けて、推進課の所掌事務のうち男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条に規定する積極的改善措置に関するものの企画及び立案並びに調整を行う。	（男女共同参画推進官は、命を受けて、推進課の所掌事務のうち男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条に規定する積極的改善措置に関するものの企画及び立案並びに調整を行う。）。	第二十二条 研究所に、総務部、上席主任研究官七人、主任研究官六人及び次の三部並びに経済研究所に置く部等）	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
七 男女共同参画推進官は、男女間暴力対策課の所掌事務のうち性犯罪その他の性暴力に係る対策に關する事務をつかさどる。	（男女共同参画推進官は、男女間暴力対策課の所掌事務のうち性犯罪その他の性暴力に係る対策に關する事務をつかさどる。）。	一 景気統計部	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
八 性犯罪・性暴力対策室は、男女間暴力対策課に、性犯罪・性暴力対策室を置く。	（性犯罪・性暴力対策室は、男女間暴力対策課に、性犯罪・性暴力対策室を置く。）。	二 国民経済計算部	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
九 第十六条 第二条に規定する総務課に、事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室を置く。	（事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室）	三 総務部の所掌事務	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一〇 第十五条 総務課に、事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室を置く。	（事業振興室及び沖縄科学技術大学院大学室）	四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一一 事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（事業振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。）。	五 研究所の所掌に係る会計及び会計の監査に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一二 沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、工業用水道の整備並びに廃棄物の処理その他の環境の保全（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。	（沖縄（沖縄県の区域をいう。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下本条において「振興開発計画」という。）の推進に関する事務のうち、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、工業用水道の整備並びに廃棄物の処理その他の環境の保全（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）。	六 研究所の所掌事務に關する基本的な計画の企画及び立案に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一三 振興開発計画に基づく事業に關する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八百八十三号）第一条第一項に規定するものに關する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。）の配分計画に關する事務（文部科学省及び環境省の所掌に屬するものを除く。）のうち、教育及び文化の振興等に關すること。	（振興開発計画に基づく事業に關する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八百八十三号）第一条第一項に規定するものに關する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。）の配分計画に關する事務（文部科学省及び環境省の所掌に屬するものを除く。）のうち、教育及び文化の振興等に關すること。）。	七 研究所の所掌事務に關する研究の評価に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一四 沖縄科学技術大学院大学室は、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園の業務に關する事務をつかさどる。	（沖縄科学技術大学院大学室）	八 研究所の所掌事務に關する研究の評価に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一五 沖縄科学技術大学院大学室に、室長を置く。	（沖縄科学技術大学院大学室）	九 研究所の所掌事務に關する資料の編集及び刊行に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一六 第十六条 第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園の業務に關する事務をつかさどる。	（沖縄科学技術大学院大学室）	一〇 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。
一七 調査官（調査官）	（調査官）	一一 研究所の職員の人事に關すること。	（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

	2	総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
二	研修所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。	
三	研修所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。	
四	前各号に掲げるもののほか、研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。	
3	研修企画官は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一	研修計画の作成及びその実施に関すること。	
二	研修に関する調査並びに資料の収集及び整理を行うこと。 (経済社会総合研究所顧問)	
第四十五条	研究所に、経済社会総合研究所顧問（以下この条において「顧問」という。）を置く	
	ことができる。	
3 2	顧問は、研究所の所掌事務のうち重要な事項に参画する。	
3 顧問は、非常勤とする。		
第二節	迎賓館	
第四十六条	迎賓館は、東京都に置く。	
	（迎賓館の位置）	
第四十七条	迎賓館に、館長を置く。	
	（館長）	
第四十八条	迎賓館に、次長一人を置く。	
	（次長）	
2 館長は、館長を助け、迎賓館の事務を掌理する。		
（迎賓館に置く課等）		
第四十九条	迎賓館に、次の三課及び京都事務所を置く。	
	（総務課　接遇課　運営課）	
第五十条	総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一 館長の官印及び館印の保管に関すること。		
二 迎賓館の所掌事務に関する総合調整に関すること。		
三 迎賓館の職員の人事に関すること。		
四 迎賓館の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。		
五 迎賓館の施設及び迎賓館所属の物品の管理に関すること。（運営課の所掌に属するものを除く。）		
六 施設内の警備に関すること（京都事務所の所掌に属するものを除く。）。		
七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。		
八 前各号に掲げるもののほか、迎賓館の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。 (接遇課の所掌事務)		
第五十一条	接遇課は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に関する事務をつかさどる。 (運営課の所掌事務)	
第五十二条	運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。	
一 迎賓館の参観に関すること。		
二 前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための迎賓館の施設の利用に関すること。		
三 前二号に掲げるもののほか、迎賓館の運営に関すること。 (京都事務所の位置)		
第五十三条	京都事務所は、京都市に置く。	

	2	京都事務所に、所長を置く。
2 所長は、京都事務所の事務を掌理する。		
第五十四条	京都事務所に係る職員の人事に関すること。	
二 京都事務所に属するものに関すること。		
三 京都事務所に係る会計及び会計の監査に関すること。		
四 京都迎賓館の施設及び所属の物品の管理に関すること（運営課の所掌に属するものを除く。）		
第五十五条	京都事務所は、京都市に置かれる迎賓館の施設（以下「京都迎賓館」という。）における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に関する事務をつかさどる。 (京都事務所に置く課)	
第五十六条	京都事務所に、次の二課を置く。	
	運営課	
2 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一 京都事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。		
二 京都事務所に属するものに関すること。		
三 京都事務所に係る会計及び会計の監査に関すること。		
四 京都迎賓館の施設及び所属の物品の管理に関すること（運営課の所掌に属するものを除く。）		
第五十七条	京都迎賓館の警備に関すること。	
2 前各号に掲げるもののほか、京都事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。		
3 運営課は、次に掲げる事務をつかさどる。		
一 京都迎賓館における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇の実施に関すること。		
二 京都迎賓館の参観に関すること。		
三 前号に掲げるもののほか、特定の政策目的の達成に資するための京都迎賓館の施設の利用に関すること。		
四 前二号に掲げるもののほか、京都迎賓館の運営に関すること。		
第五十八条	京都迎賓館の運営に関すること。	
2 第三章 特別の機関		
	（企画官）	
第五十九条	京都迎賓館の運営に関すること。	
2 地方創生推進事務局に、企画官を置くことができる。		
3 企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。		
2 企画官は、命を受けて、地方創生推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。		
3 企画官は、命を受けて、知的財産戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。		
4 企画官及び原子力専門調査官		
3 原子力専門調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力の研究、開発及び利用に関する専門的事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）の調査、企画及び立案を助ける。		
2 他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。		
2 企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。		
3 原子力専門調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち原子力の研究、開発及び利用に関する専門的事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）の調査、企画及び立案を助ける。		
2 企画官の定数は併任の者を除き四人と、原子力専門調査官の定数は十人とする。		
4 企画官		
第五十条	健康・医療戦略推進事務局に、企画官を置くことができる。	
2 企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。		

- 3 企画官は、命を受けて、健康・医療戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。
- 第六十一条** 宇宙開発戦略推進事務局に、企画官を置く。
- 2 企画官は、命を受けて、宇宙開発戦略推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。
- 3 企画官の定数は、併任の者を除き、二人とする。
- 第六十二条** 北方対策本部に、調査官一人を置く。
- 2 調査官は、命を受けて、北方対策本部の事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。
- (企画官)
- 第六十三条** 総合海洋政策推進事務局に、企画官を置くことができる。
- 2 企画官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 3 企画官は、命を受けて、総合海洋政策推進事務局の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に関する事務を行う。
- 第四章 地方支分部局**
- 第六十四条** 沖縄総合事務局については、沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の定めるところによる。
- 第五章**
- 第六十五条** 顧問及び参与
- (顧問)
- 1 本府に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本府の所掌事務のうち重要な施策に参画する。
- 3 顧問は、非常勤とする。
- 第六十六条** 本府に、参与を置くことができる。
- 1 参与は、重要な府務（宮内庁、公正取引委員会、法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている機関及び金融庁の所掌に係るもの）のうち特に定める重要な事項に参与する。
- 2 参与は、非常勤とする。
- 附 則**
- (施行期日)
- 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
- (この本部令の効力)
- 2 この本部令は、その施行の日に、内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）となるものとする。
- (企画官の設置期間の特例)
- 3 第四条第一項の企画官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。
- (沖縄振興局総務課事業振興室の所掌事務の特例)
- 4 沖縄振興局総務課事業振興室は、第十四条第二項各号に掲げる事務のほか、平成二十四年十月三十日までの間、独立行政法人評価委員会沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。
- この府令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一三年三月三〇日内閣府令第三九号)
- この府令は、平成十三年九月二八日内閣府令第七八号)
- この府令は、平成十三年十月一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年四月一日内閣府令第二四号)
- この府令は、公布の日から施行する。

- 第一条** この府令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。
- 附 則** (平成一四年三月三〇日内閣府令第一五号)
- この府令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年四月一日内閣府令第一五号)
- この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年三月三一日内閣府令第二一号)
- この府令は、平成二十四年三月三一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年四月六日内閣府令第三一号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一四年七月一日内閣府令第四七号)
- この府令は、平成二十四年七月十一日から施行する。
- 附 則** (平成一四年九月一四日内閣府令第五六号)
- この府令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。
- 附 則** (平成一五年四月一日内閣府令第三〇号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一五年四月九日内閣府令第三九号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一五年五月三〇日内閣府令第六〇号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一七年四月一日内閣府令第三七号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一七年七月一四日内閣府令第八六号)
- この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成一七年八月三一日内閣府令第九一号)
- この府令は、平成十七年九月一日から施行する。
- 附 則** (平成一八年三月二七日内閣府令第一九号)
- この府令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年三月二八日内閣府令第二六号)
- この府令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年四月一日内閣府令第二〇号)
- この府令は、平成二十年七月一日から施行する。
- 附 則** (平成一九年八月一八日内閣府令第四四号)
- この府令は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二〇年六月一七日内閣府令第四〇号)
- この府令は、平成二〇年六月一日から施行する。
- 附 則** (平成二〇年四月一日内閣府令第一三号)
- この府令は、平成二〇年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二一年五月一〇日内閣府令第五九号)
- この府令は、消費庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）より施行する。
- 抄**

- 附 則**（平成二五年五月一六日内閣府令第二八号）
 この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二六年三月三一日内閣府令第二六号）
 この府令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二六年五月一六日内閣府令第四一号）
 この府令は、内閣府設置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十一号）の施行の日
 （平成二十六年五月十九日）から施行する。
- 附 則**（平成二六年一〇月一〇日内閣府令第六六号）
 この府令は、平成二十六年十月十四日から施行する。
- 附 則**（平成二七年一月一五日内閣府令第二二号）
 この府令は、平成二十七年一月十五日から施行する。
- 附 則**（平成二七年三月三一日内閣府令第二四号）
 この府令は、平成二十七年三月三日から施行する。
- 附 則**（平成二七年四月一〇日内閣府令第三〇号）
 この府令は、公布の日から施行する。
- 附 則**（平成二八年三月三一日内閣府令第二七号）
 この府令は、平成二十八年三月三日から施行する。
- 附 則**（平成二八年四月一〇日内閣府令第三七号）
 この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則**（平成二九年三月三一日内閣府令第一一号）
 この府令は、平成二十九年三月三日から施行する。
- 附 則**（平成二九年七月二二日内閣府令第五一号）
 この府令は、平成二十九年七月二二日から施行する。
- 附 則**（平成二九年四月一九日内閣府令第一一号）
 この府令は、平成二十九年四月一九日から施行する。
- 附 則**（平成二九年九月三日内閣府令第六二号）
 この府令は、平成二十九年九月三日から施行する。
- 附 則**（平成三一年三月二九日内閣府令第一一号）
 この府令は、平成三十一年三月二九日から施行する。ただし、第八条第九項の改正規定は、同年
 七月一日から施行する。
- 附 則**（令和二年三月三〇日内閣府令第二三号）
 この府令は、令和二年三月三〇日から施行する。
- 附 則**（令和二年七月三一日内閣府令第五四号）
 この府令は、令和二年七月三一日から施行する。
- 附 則**（令和二年九月三〇日内閣府令第六二号）
 この府令は、令和二年九月三〇日から施行する。
- 附 則**（令和三年八月二七日内閣府令第五六号）
 この府令は、令和三年八月二七日から施行する。
- 附 則**（令和三年九月一〇日内閣府令第二七号）
 この府令は、令和三年九月一日から施行する。
- 附 則**（令和四年三月二五日内閣府令第一九号）
 この府令は、令和四年三月二五日から施行する。
- 附 則**（令和五年三月三〇日内閣府令第二八号）
 この府令は、令和五年三月三〇日から施行する。
- 附 則**（令和六年三月二九日内閣府令第三七号）
 この府令は、令和六年三月二九日から施行する。

この府令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十六条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。